

2023年4月21日
全国「精神病」者集団

ヒアリング意見書

- 刑事司法は極刑まで存在する国家の刑罰権行使に直結するものである。刑事司法のIT化の議論において最も考慮されるべきは、日本国憲法で保障されている被疑者、被告人の人権である。また、精神障害者の場合、被疑者、被告人の人権についても、より配慮が必要なものであることに留意していただきたい。
- 障害者の権利に関する条約は、他の者との平等や包摂といった社会モデルの考え方を基本理念としている。刑事司法が想定する人間像は、理性的な人間である。しかし、実際の人間には、我々、精神障害者のような非理性・狂気も存在する。非理性・狂気の状態でなされた行為は、刑事責任能力という観点から刑罰が免責され、ダイバージョンという他の者と異なる特別な枠組みで対応されることになる。同条約は、刑事法制の枠組みに非理性を包摂し、障害を理由に分離する枠組みをなくして行くことを目指したものである。同条約の趣旨が完全に履行されるまでは、刑事司法に内在するバリアを乗り越えていくためのサポートが不可欠となる。
- 精神障害者には、症状などの影響で自分の意見を適切に伝えられないことがある。その場合、刑事司法における合理的配慮として、選任弁護士及び弁護士とは別に意思疎通にかかわる支援者や意思決定支援等の支援者が必要となる。支援者は、捜査段階から公判段階まで随時、必要となるため、公判への出廷をビデオリンクでおこなう場合でも必要とされる。また、被告人が合理的配慮の提供を受けたことによって、裁判官は心証に影響を受けてはならない。
- 精神障害は、アディクションから統合失調症、パーソナリティ障害まで症状や傾向が多岐にわたる。そのため、ニーズの一般化は困難である。むしろ、ニーズを一般化できないからこそ、選択すること自体を合理的配慮として認めていく必要がある。例えば、公判においては、被告人が裁判所に出廷するのか、ビデオリンクで出廷するのかを選べるような合理的配慮が必要になる。
- 捜査段階では、ビデオリンクで選任弁護士と相談する場合、端末の操作を教える人を用意するなどの合理的配慮が必要である。
- 法務省及び法制審議会刑事部会は、引き続き定期的に精神障害者を含む、さまざまな障害者の声を聞くための協議の場を設ける必要がある。